

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定
と審査基準との整理表

令和4年7月

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>第二種埋設規則第20条第1項第1号（省略）</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物埋設施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第13条 職員等は、品質マネジメントの仕組みを理解し、保安活動を講じるに当たっては、品質マネジメント計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント計画の継続的な改善に努めなければならない。</p> <p>2 前項の保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的（変更なし） 2. 適用範囲（変更なし） 3. 定義（変更なし） 4. 品質マネジメントシステム（変更なし） 5. 経営者等の責任（変更なし） 6. 資源の運用管理（変更なし） 7. 業務の計画及び実施 <ol style="list-style-type: none"> 7.1 業務の計画（変更なし） 7.2 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に関するプロセス（変更なし） 7.3 設計・開発（変更なし） 7.4 調達 <p>原子力科学研究所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7.4.1 調達プロセス <ol style="list-style-type: none"> (1) バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。 (2) バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。 (3) バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。 (4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、原子力科学研究所の調達に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。 (5) バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。 (6) 原子力科学研究所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物埋設設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を原子力科学研究所の調達に関する管理要領に定める。 7.4.2 調達要求事項（変更なし） 7.4.3 調達製品等の検証（変更なし） 7.5 業務の実施（変更なし） 7.6 監視機器及び測定機器の管理（変更なし） 8. 評価及び改善（変更なし） 	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり品質マネジメントシステムについて定められている。</p> <p>原科研内の調達管理を一元的に行うため、調達に関する管理要領を定める者、所管部署及び行為者を変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）					備考													
	表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書																		
	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号														
	4.2.2	品質マニュアル	廃棄物埋施設品質マネジメント計画書	理事長	QS-P09														
	4.2.3	文書管理	文書及び記録管理要領	安全管理部長	QS-A01														
	4.2.4	記録の管理	原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-420														
			保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420														
			バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420														
	5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	安全管理部長	QS-A09														
			原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-510														
	5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全管理部長	QS-A11														
			原子力科学研究所品質目標管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-540														
	5.5.4	内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全管理部長	QS-A04														
			原子炉施設等安全審査委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-550														
			原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-552														
	5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02														
6.2.2	力量、教育・訓練	教育訓練管理要領	安全管理部長	QS-A07															
	及び認識	<u>保安管理部教育・訓練管理要領</u>	保安管理部長	<u>(科保)QAM-620</u>		文書名及び文書番号の変更													

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）		変更後（変更箇所を下線部で示す。）			備考
		<u>バックエンド技術部教育訓練管理要領</u>	バックエンド技術部長	(科バ) QAM-620	文書名及び文書番号の変更 文書名の適正化 施設管理実施計画に係る保全文書の策定に係る要領の追加 原科研内の調達管理を一元的に行うため、文書名、承認者及び文書番号を変更
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	
		原子力科学研究所事故対策規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-713	
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	原子力科学研究所長	(科)QAM-714	
		原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-715	
		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-716	
		<u>原子力科学研究所施設管理実施計画に係る保全文書策定要領</u>	<u>原子力科学研究所長</u>	<u>(科)QAM-717</u>	
		保安管理部廃棄物埋施設管理要領	保安管理部長	(科保) DQAM-710	
		バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
7.3	設計・開発	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01	
		<u>原子力科学研究所調達管理要領</u>	<u>原子力科学研究所長</u>	<u>(科)QAM-740</u>	
7.6	監視機器及び測定機器の管理	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	
8.2.4	検査及び試験	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
8.3	不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全管理部長	QS-A03	
8.5.2					
8.5.3		原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止	原子力科学研究所長	(科)QAM-830	

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）				備考
<p>第二種埋設規則第20条第1項第3号～16号（省略）</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号 廃棄物埋施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第18号～21号（省略）</p>	<p>未然防止 処置</p>	<p>処置要領</p> <p>原子力科学研究所水平展開要領</p>	<p>原子力科学研究 所長</p>	<p>(科)QAM-850</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のための追加</p> <p>本申請の範囲外</p>
<p>第4章 廃棄物埋施設の施設管理</p> <p>第1節 施設管理目標及び施設管理実施計画</p> <p>第14条～第14条の4（変更なし）</p> <p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u></p> <p><u>第14条の5 バックエンド技術部長は、廃棄物埋施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、原子力科学研究所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 バックエンド技術部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第2節 保守管理（変更なし）</p>		<p>原子力科学研究 所長</p>		<p>本申請の範囲外</p>	